

東京都児童相談所一時保護所外部評価結果を公表します

令和6年度に都内全11か所（民間委託の3か所含む）の一時保護所で外部評価を受審しましたので、各一時保護所の『外部評価結果報告書』を公表します。

一時保護所の外部評価とは、一時保護所自ら、その行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表することで、「一時保護中の児童の権利擁護」と「一時保護所運営の質の向上」を図る仕組みのことです。

東京都一時保護所の外部評価導入までの経過

- 福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を有する、中立的な第三者である評価機関が、事業者が提供する福祉サービスやその内容等を評価し、その結果を幅広く利用者や事業者提供に提供する制度です。
- 東京都においては、平成14年に、福祉サービス第三者評価制度を運営する機関として「東京都福祉サービス評価推進機構」（以下、「機構」という。）を財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団（現公益財団法人東京都福祉保健財団）内に設置し、全国に先駆けて、平成15年から福祉サービス第三者評価制度を開始しています。
- 機構では、学識経験者等から構成される外部の「認証・公表委員会」、「評価・研究委員会」において、都の福祉サービス第三者評価を実施する評価機関の認証や、サービス種別ごとの共通の評価項目の策定等を実施しています。
- 児童養護施設等の社会的養護関係施設については福祉サービス第三者評価の受審が義務付けられていますが、一時保護所については福祉サービス第三者評価制度の対象となっていない。
- こうした中、平成26年度に東京都児童福祉審議会から、一時保護中の児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るために、外部評価の導入を検討するよう、提言を受けました。
- これを受け、都では、外部有識者を含む検討会を立ち上げ、外部評価の導入や評価基準について検討を重ねました。
- その結果、都の福祉サービス第三者評価の児童養護施設の手法及び項目を基本とし、一時保護所版の評価基準を作成し、外部評価を受審することとしました。

- 平成27年度には、東京都児童相談センターの一時保護所において、試行的に受審しました。
- 平成28年度は、試行結果を踏まえて、外部有識者を含む検討会において評価基準を更新し、都内全7か所の一時保護所が外部評価を受審しました。
- 平成29年度及び30年度は、前年度までの実施結果を踏まえ、一時保護所の運営等について必要な見直しを図り、全一時保護所が外部評価を受審しました。
- 令和元年度、2年度及び3年度は、令和元年度に前年度までの実施結果を踏まえ、外部有識者を含む検討会において評価基準を更新し、都内全7か所の一時保護所が外部評価を受審しました。
- 令和4年度は、センター保護一課の評価をAフロアとBフロアで分け、都内全8か所の一時保護所が外部評価を受審し、令和5年度からは、民間事業者に業務委託した3か所の一時保護所を新たに加え、令和6年度において、都内全11か所の一時保護所が外部評価を受審しました。
- 一時保護所の外部評価は、東京都福祉サービス第三者評価における評価者の要件を満たし、機構から認証を受けている評価機関が行っています。

令和6年度児童相談所一時保護所の外部評価結果（概要）

○東京都児童相談所一時保護所の外部評価の評価方法

⇒「経営層自己評価シート」「職員調査票」「利用者である児童のアンケート及びヒアリング調査」を組み合わせ、総合的な評価を実施。評価の結果を一部紹介します。

■全体評価

【特に良いと思う点】

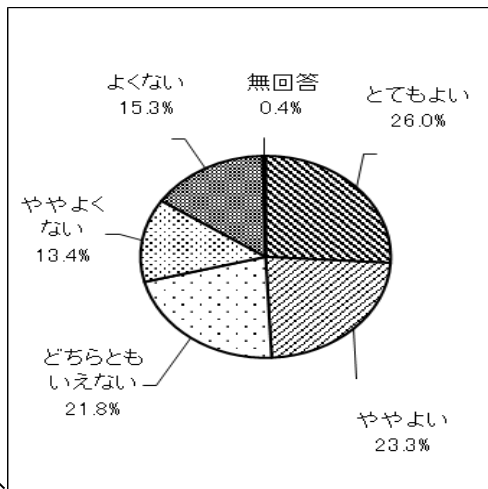
- 安全への配慮から集団指導を重視する体制から、児童の安定を第一に考えた個別支援体制への移行が進んでおり、援助方針を踏まえた小グループ活動や個別支援に取り組んでいる状況が見られた。
- 毎月、子供アンケートの実施や定期的な子供会議の実施、食堂のホワイトボードへの意見の書き込みなど、様々な方法で児童の希望や意見を把握する取組がある。

【さらなる改善が望まれる点】

- 一時保護所の機能強化に向けた中長期的課題への対応に取り組むため、組織目標を一時保護所全体に一層浸透させる取組に期待する。
- ヒヤリハットの報告等は徹底されているが、定員超過等の状況が厳しい中、より予防的対応に高めていくには、安全確保に体系的に取り組む体制や進行管理の仕組みの一層の強化が必要である。

■利用者（児童）調査結果

児童による評価については、外部委員による実地調査でのヒアリングとともに、学齢児に対してのアンケート調査を実施しました。



利用者（児童）調査は、毎日の保護所での生活にかかる 18 項目の質問に基づき評価を実施しました。

また、一時保護所に対する総合満足度項目では、児童の約半数がおおよそ満足という結果でした。

○評価機関から受けた意見と東京都の取組について一部紹介します。

（意見①）

定員超過が常態化しており、児童が一人になることができる空間が少なく、ソフト・ハードの両面の体制強化が必要である。

▶意見①に係る取組

令和 7 年 3 月に「東京都社会的養育推進計画」を改訂しており、将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員が確保できるよう、新たな一時保護所の整備を実施し、入所定員数を拡充することとしています。新設する一時保護所について、ユニット化・居室の個室化を行います。令和 7 年度には、民間事業者を活用した一時保護の受入を拡充します。

（意見②）

難しい特性を抱えた児童が増えていることもあり、心理的支援の重要性はますます高まっている。児童一人ひとりの特性を踏まえた心理的支援をさらに拡充していくことに期待したい。

▶意見②に係る取組

虐待などによる心の傷つき、発達障害や愛着形成上の課題、PTSD 等を抱える児童も多く、一時保護所における心理職を、児童おおむね 10 人につき 1 人以上配置します。

（意見③）

個別の面談や学習、さらに個別の外出支援を行うなど、児童一人ひとりのニーズに応じた支援が実践されている。

▶意見③に係る取組

令和 7 年 4 月に「東京都一時保護要領」を改正しており、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な援助を確保するなど、個別化された丁寧なケアを行うこととしています。本要領においては、一時保護所からの通学支援を検討することとしており、通学が可能な状況である場合は、保護所からの通学を支援していきます。